

## 環境アセスメントに複数案検討の早期導入を

—原子力発電所など環境に著しい悪影響が想定される開発計画に対して—

東京都市大学環境情報学部教授

田中 章

連日の原子力発電所事故ニュースでよく聞く「想定外」という表現に違和感を覚える。このことと環境アセスメントには密接な関係がある。環境アセスメントとは、著しい環境への悪影響が「想定」される事業に対して、それらの未然防止を目的として、国や自治体が事業者に義務付けている手続きである。

日本では1997年に「環境影響評価法」が成立した。先進国で最も遅かったため、後発の利益を享受できたはずであるが、最初から課題が山積みであった。特に、①対象がきわめて限られていること、②事業内容が固まつた後に実施されること、③事業の中止を含む「複数案」評価が義務化されていないこと、これらの結果、④環境アセスメントを実施する本来の目的である悪影響の未然防止策の検討が充分になされないことである。

2007年に新たに導入された「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」でも深刻な問題が山積している。この制度は環境影響評価法の対象事業を対象に、事業内容が固まる前の早い段階での環境アセスメントを義務付けるものだ。しかしながら、原子力発電所を含む発電事業は戦略的環境アセスメントの対象からは除外されている。

環境アセスメントは、深刻な環境影響が想定される事業に対して、一般市民が情報を得たり意見を述べたりできる唯一の制度である。換言すれば、事業者が「想定」する環境影響やそれ以上の悪影響について市民が意見を表明できる唯一の制度だ。それにもかかわらず、その実態についてはほとんど知られていない。その証拠に、今回の「想定外」の事故と環境アセスメントを結びつけたニュースは皆無である。

今回のような「想定されるべき」環境災害を2度と起こさないために2点の解決策を提案したい。1点目は、環境アセスメントの「対象拡大」である。現行制度で定められている対象事業以外にも多くの環境への悪影響が想定される行為が存在する。本稿執筆中に、今回の原発事故による電力不足解消のた

め、火力発電所新設に対する環境アセスメントを免除する政府方針がニュースで流れた(4月5日)。本末転倒である。免除ではなく、簡易的な調査から詳細な調査まで段階をつけたり、インターネットを駆使したりして効率的な環境アセスメントを創意工夫すべきだ。

2点目は、環境アセスメントにおいて、悪影響の未然防止策—これを「ミティゲーション」と呼ぶ—を踏まえた「複数案検討」を導入することである。「ミティゲーション」とは、「回避→最小化→代償」という種類と優先順位を持った環境保全措置のことである。

最優先に検討されるべき「回避ミティゲーション」とは、想定される悪影響を回避するために、事業者の提案以外の方法を採用する(例えば、原子力の変わりに潮力や地熱)などの検討を通して、①当該事業の中止(全面回避)、②事業の延期(時間回避)、③事業区域の変更(空間回避)、④事業の部分回避を検討することである。回避できない悪影響については、事業規模の縮小、汚染浄化、貴重生物の移植などによる⑤「最小化ミティゲーション」が検討される。回避も最小化もできない悪影響については「最後の手段」として、⑥「代償ミティゲーション」が義務付けられる。複数案(代替案ともいう)は本来、このようなミティゲーションの種類に由来するものだ。

ところで近年、自然生態系に対する代償ミティゲーションの一種である「生物多様性オフセット」の普及が加速化している。これは、開発事業による直接的な自然消失に対して、事業者責任(P P P)でその消失面積以上の同様な自然を事前に他の場所で復元、創造あるいは保全するもので、既に日本を除く53か国で制度化されている。実はこれには、代償ミティゲーションの内容や膨大なコストを事前に事業者が知ることで、事業者自らが(環境的に望ましい)「最小化」や「回避」を選択する、という事情がある。結局、これは事業者自身を「想定外」の環境問題から守ることに他ならないのである。